岡山市木造住宅耐震改修事業の流れ（概略）

岡山市 （建築指導課　建築企画調整室）	申請者（建築物の所有者）	工務店　など
	1．耐震診断(一般診断)	★補助対象住宅の要件（概要） ①昭和56年5月31日以前の住宅 ②2階建て以下の木造住宅 ③耐震補強の必要がある住宅 （耐震診断の結果、上部構造評点が1．0未満のもの）
	2．補強計画	
	3．見積書の作成依頼 見積書は、工務店等に作成を依頼してください。	4．見積書の作成
	5．補強工事実施の検討	
	6．補助金交付申請書の提出 提出書類チェックリストをご覧ください。	
7．申請書の受付・審査 審査には、必要書類がすべて揃ってから約2週間かかります。		
8．補助金交付決定通知書の送付	9．補助金交付決定通知書を受理 中間検査申請書などを同封します。	▲工事内容(補強場所・金額等)を変更する場合 ・当初の計画に変更が生じる場合には、その工事に入る前に変更申請が必要です。 ・変更申請がない場合、 補助金が受け取れなくなります。
	10．工事請負業者と契約 決定通知を受けとった後に、契約及び工事を行ってください。補助金が受け取れなくなります。	
	11．工事着手届を提出	12．補強工事の開始 内容を変更する場合は▲印を参照
	14．中間検査申請書の提出 中間検査の日程を調整してください。	13．中間検査に関する補強工事 岡山市が指定した工事部分（筋交など）
15．中間検査・中間検査合格証の発行 補強工事に関してのみ検査します。	16．中間検査合格証の受理 工事完了届を同封します。	
	18．工事完了届の提出 完了検査の日程を調整してください。	17．仕上げ工事（補強工事の完了） 中間検査を行う前に、仕上げ工事をした場合には、補助金が受け取れなくなります。
19．完了検査・完了検査合格証の発行 補強工事に関してのみ検査します。	20．完了検査合格証の受理 実績報告書などを同封します。	21．工事代金の請求
	22．工事代金の支払	
24．実績報告書の受付・審査	23．実績報告書・請求書の提出 工事が終了して20日以内（最終期限：補助年度2月末日）に提出してください。	
25．補助金確定通知書を送付	26．補助金確定通知書を受理	
27．補助金振込み 指定された口座に補助金を振り込みます。補助金の振込みには、実績報告書の提出から最低1ヶ月はかかりますので、あらかじめご了承ください。	28．補助金受領	